重度訪問介護事業者の皆さま

江東区障害者支援課

重度訪問介護における同行支援の提供について

平成３０年４月より重度訪問介護における同行支援が創設されました。また、令和６年４月より新任従業者の対象要件が緩和されました。

江東区における必要書類や利用手順等については、以下のとおりです。

１．制度概要

（１）重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分６の利用者に対する支援において、従業者が新任であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービスが十分受けられないことがないよう、熟練した従事者が同行してサービス提供を行うものです。２人分の時間数の報酬算定が可能となります（ただし、それぞれ９０／１００に減算）。

（２）従業者

新任従業者 （次のいずれかに該当する者）	・重度訪問介護事業所に新規で採用された従事者 （当該利用者への支援が１年未満となることが見込まれる者、及び採用から６ヶ月を経過した者は除く。新規に採用された従事者が、事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、６ヶ月を超えて対象とする場合がある。） ・重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援が初めての従事者〈令和６年度より追加〉 ※当該従事者が同一の事業所において、２人目以降の重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援を行う場合は対象となりません。
熟練従業者	・当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従事者 （当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従事者であること。）

（３）算定の考え方

・利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに１２０時間を限度とします。

新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が１２０時間を超えることは認められませんが、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。

なお、利用者に同時に支援できる人数は２人までとなることから、２人介護による支援に加えて熟練ヘルパーによる同行支援を同時間帯に算定することはできません。

・原則として、利用者１人につき、年間で３人の従事者について算定できます。

この「年間」とは、「１人目の新人従業者に同行支援を開始した月から１２ヶ月間」のことをいいます。例えば、令和７年４月から新人従業者に同行支援を開始した場合は、令和８年３月までの間で３人の従事者に算定できます（利用者１人につき３人までであり、事業所ごとに３人まで認めるものではありません）。

原則、新任従業者の入れ替えはできませんが、新任従業者の退職等あった場合等、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情により、必要と認められた場合には、３人を超えて算定できる場合があります。

２．申請方法

本制度を利用する場合は、利用者の支給決定が必要となります。**過去に遡っての支給決定はできません。必ずサービス実施前に申請をしてください。**

下記（１）～（９）の内容を記入した書類を、サービス実施前に**（同行支援を開始する月の前月１０日必着）**江東区へ提出してください（令和８年１月より適用）。

なお、様式については任意とします。

（１）申請日、事業者住所、名称、代表者名を記入のうえ代表印を押印したもの
（２）同行により支援を実施する利用者名
（３）新任従業者の状況が把握出来るもの
・氏名　　・採用開始日（任用日）
（４）新任従業者が当該利用者を担当する期間
・令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月（予定）
（５）熟練従業者の状況が把握出来るもの
・氏名　　・当該利用者の担当開始日
・申請日時点での直近３ヶ月の熟練従業者が当該利用者に支援を行った時間数
（実績記録票での代用は不可）
（６）当該利用者に新任従業者を置く理由及び熟練従業者の同行が必要な理由
（７）同行してサービス提供を行う具体的な内容
（８）当該支援を行う期間、１回あたりの時間など支給量の判断を行うことが出来る情報
・週間計画表などの支援計画への記入等でも可とします。
（９）利用者本人の同意署名
「同行支援の内容について十分な説明を受け、サービスの提供を受けることに同意します。」の一文を入れ、利用者の署名を得ること。
代筆の場合は、代筆者氏名、利用者との関係（父母、配偶者等）も記入すること。

３．受給者証への記載

申請を受け、支給決定した者については、以下のとおり受給者証に記載する。

（記載例）

【決定前】

サービス種別	重度訪問介護
支給量等	基本 200.0 時間/月 移動介護加算 50.00 時間/月 障害支援区分６該当者

【決定後】＜新任従業者１人、１２０時間の例＞

サービス種別	重度訪問介護
支給量等	**基本 200.0 時間/月** 移動介護加算 50.00 時間/月 障害支援区分６該当者 **同行支援可（１人、１２０時間００分）**

基本時間数とは別に表記します。

４．請求時の提出資料

当該制度の利用があった場合は、利用月の翌月の１０日までに、実績記録票（サービス提供者及び受給者の押印又は署名のあるもの）の写しを提出してください。

５．その他

・新任従業者を追加で採用した場合や、従業者の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。

・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、熟練ヘルパーを派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

６．提出先及び問合せ先

・請求について　　障害者支援課 支援調整係　　03-3647-9507（直通）

・支給決定について　　〃　　在宅生活相談係　03-3647-4308（直通）